

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章〜第一章の六 (略)</p> <p>第一章の七 登録個人ばく露測定講習機関(第一条の二の四十四の十七―第一条の二の四十四)</p> <p>第一章の八・第一章の九 (略)</p> <p>第二章〜第十一章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第一条の二の二十三 都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者講習の実施のため必要限度において、登録衛生工学衛生管理者講習機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。</p> <p>第一章の七 登録個人ばく露測定講習機関</p> <p>(登録)</p> <p>第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。)第二十八条の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。)第五十二条の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十六条の三の四第一項(特化則第三十八条の二十一第十三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。)第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。)第二十六条の三の四第一</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第一章の六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第一章の七・第一章の八 (略)</p> <p>第二章〜第十一章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第一条の二の二十三 都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者講習の実施のため必要限度において、衛生工学衛生管理者講習機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

項第一号及び第二号の登録（この項を除き、以下この章において単に「登録」という。）は、次の表の上欄に掲げる登録に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習（以下この章において「個人ばく露測定講習」という。）を行うとする者の申請により行う。

<p>有機則第二十八条の三の四第一項第一号、鉛則第五十二条の三の四第一項第一号、特化則第三十六条の三の四第一項第一号及び粉じん則第二十六条の三の四第一項第一号の登録</p>	<p>デザイン及びサンプリングに関する講習（以下この章において「デザイン等講習」という。）</p>
<p>有機則第二十八条の三の四第一項第二号、鉛則第五十二条の三の四第一項第二号、特化則第三十六条の三の四第一項第二号及び粉じん則第二十六条の三の四第一項第二号の登録</p>	<p>サンプリングに関する講習（以下この章において「サンプリング講習」という。）</p>

2

登録の申請をしようとする者は、登録個人ばく露測定講習機関連登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が個人ばく露測定講習を行うとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面
四 次の事項を記載した書面

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴
ロ 申請に係る個人ばく露測定講習の業務を管理する者の氏名
及び略歴

ハ 申請に係る個人ばく露測定講習の講師の氏名、略歴及び担
当する個人ばく露測定講習の講習科目

ニ 申請に係る個人ばく露測定講習に用いる機械器具その他の
設備の種類、数、性能及びそれらの所有又は借入れの別

ホ 個人ばく露測定講習の業務以外の業務を行つているときは
、その業務の種類及び概要

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第一条の二の四十四の
十九第一項各号の要件に適合していることを証する事項

(欠格条項)

第一条の二の四十四の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、
登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処
せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ
た日から起算して二年を経過しない者

二 第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消され
、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれ
かに該当する者があるもの

(登録基準)

第一条の二の四十四の十九 都道府県労働局長は、第一条の二の四
十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全
てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる個人ばく露測定講習を行うために必要な機械器具
その他の設備を有し、これを用いて個人ばく露測定講習を行う

(新設)

(新設)

ものであること。

イ 試料採取器

ロ 分粒装置

ハ 相対濃度測定器

ニ 検知管式ガス測定器

二 個人ばく露測定講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ デザイン等講習にあつては、次のとおりであること。

(1) 個人ばく露測定概論

(2) デザインに関する知識

(3) サンプリングに関する知識

(4) 労働衛生関係法令

(5) デザイン及びサンプリング

ロ サンプリング講習にあつては、次のとおりであること。

(1) 化学物質管理概論

(2) 個人ばく露測定概論

(3) サンプリングに関する知識

(4) 労働衛生関係法令

(5) サンプリング

三 個人ばく露測定講習の講師が、次のとおりであること。

イ デザイン等講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に
目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
個人ばく露測定概論	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験

	デザインに関する知識	サンプリングに関する知識	労働衛生関係法令
<p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</p>	<p>一 作業環境測定士（作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第四号に規定する作業環境測定士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</p>	<p>一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</p>	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの</p>

デザイン及びサンプリング	<p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</p> <p>一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</p>
--------------	---

ロ サンプルング講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

個人ばく露測定概論	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</p>
化学物質管理概論	<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者</p>
講習科目	条件

	二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプルングに関する知識	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
労働衛生関係法令	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプルング	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

四 個人ばく露測定講習の業務を管理する者が置かれていること

2 登録は、登録個人ばく露測定講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

氏名

三 事務所の名称及び所在地

四 デザイン等講習又はサンプリング講習の別

(登録の更新)

第一条の二十四の二十 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第一条の二十四の二十一 登録を受けた者(以下この章において「登録個人」又は「露測定講習機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した個人又は露測定講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に個人又は露測定講習を行わなければならない。

一 個人又は露測定講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 個人又は露測定講習の講師の氏名

2 登録個人又は露測定講習機関は、毎事業年度開始前に(登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく)、実施計画届出書(様式第一号の二)に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録個人又は露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書(様式第一号の三)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録個人又は露測定講習機関は、個人又は露測定講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録個人又は露測定講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した個人又は露測定講習の結果について、個人又は露測定講習実施結果報告書(様式第一号の四)を所轄都

(新設)

(新設)

道府県労働局長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第一条の二の四十四の二十二 登録個人ばく露測定講習機関は、第一条の二の四十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録個人ばく露測定講習機関登録事項変更届出書(様式第一号の五)を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(業務規程)

第一条の二の四十四の二十三 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書(様式第二号)に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 個人ばく露測定講習の実施方法

二 個人ばく露測定講習に関する料金

三 前号の料金の収納の方法に関する事項

四 個人ばく露測定講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 個人ばく露測定講習の講習科目及び時間に関する事項

六 個人ばく露測定講習の修了証の発行に関する事項

七 個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八 個人ばく露測定講習の実施に関する計画に関する事項

九 第一条の二の四十四の二十五第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、個人ばく露測定講習の業務に關し必要な事項

2 | 登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書(様式第三号)

(新設)

(新設)

を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第一条の二の四十四の二十四 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、個人ばく露測定講習業務休廃止届出書(様式第四号)を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(新設)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第一条の二の四十四の二十五 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

2 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録個人ばく露測定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録個人ばく露測定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第一条の二の四十四の二十六 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が第一条の二の四十四の十九第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録個人ばく露測定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第一条の二の四十四の二十七 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が第一条の二の四十四の二十一第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録個人ばく露測定講習機関に対し、個人ばく露測定講習を行うべきこと又は個人ばく露測定講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第一条の二の四十四の二十八 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一条の二の四十四の十八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 第一条の二の四十四の二十一から第一条の二の四十四の二十四まで、第一条の二の四十四の二十五第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第一条の二の四十四の二十五第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

第一条の二の四十四の二十九 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を行ったときは、個人ばく露測定講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、個人ばく露測定講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

2 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

- 一 デザイン等講習又はサンプリング講習の別
 - 二 個人ばく露測定講習の講習科目及び時間
 - 三 個人ばく露測定講習を行った年月日
 - 四 個人ばく露測定講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項
 - 五 個人ばく露測定講習の結果
 - 六 その他個人ばく露測定講習に関し必要な事項
- 3 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長に引き渡さなければならない。

(報告の徴収)

第一条の二の四十四の三十 都道府県労働局長は、個人ばく露測定

(新設)

(新設)

講習の実施のため必要な限度において、登録個人ばく露測定講習機関に対し、個人ばく露測定講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(所轄都道府県労働局長による個人ばく露測定講習の実施)

第一条の二の四十四の三十一 所轄都道府県労働局長は、その管轄区域内に登録を受ける者がいない場合、第一条の二の四十四の二十四の規定による個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつた場合、第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消し、若しくは登録個人ばく露測定講習機関に対し個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録個人ばく露測定講習機関が天災その他の事由により個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、当該個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 登録個人ばく露測定講習機関は、前項の規定により所轄都道府県労働局長が個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一 所轄都道府県労働局長に当該個人ばく露測定講習の業務並びに当該個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他所轄都道府県労働局長が必要と認める事項。

(公示)

第一条の二の四十四の三十二 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

登録をしたとき。

一 登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに

(新設)

(新設)

	<p>第一条の二の四十四の二 十二の規定による第一 条の二の四十四の十九第 二項第二号の事項の変更 の届出があつたとき。</p>	<p>第一条の二の四十四の二 十二の規定による第一 条の二の四十四の十九第 二項第三号の事項の変更 の届出があつたとき。</p>	<p>第一条の二の四十四の二 十四の規定による届出が あつたとき。</p>
<p>法人にあつては、その代表者の 氏名 二 個人ばく露測定講習の業務を 行う事務所の名称及び所在地 三 行うことができる個人ばく露 測定講習 四 登録した年月日</p>	<p>一 変更前及び変更後の登録個人 ばく露測定講習機関の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあつ ては、その代表者の氏名 二 変更する年月日</p>	<p>一 登録個人ばく露測定講習機関 の氏名又は名称 二 変更前及び変更後の個人ばく 露測定講習の業務を行う事務所 の名称及び所在地 三 変更する年月日</p>	<p>一 個人ばく露測定講習の業務の 全部又は一部を休止し、又は廃 止する登録個人ばく露測定講習 機関の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、その代表 者の氏名 二 休止し、又は廃止する個人ば く露測定講習の業務の範囲 三 個人ばく露測定講習の業務の 全部又は一部を休止し、又は廃</p>

	<p>第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消し、又は個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</p>	<p>前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。</p>	<p>前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が自ら行っていた個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行わないものとするとき。</p>
<p>止する年月日</p> <p>四 個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間</p>	<p>一 登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録を取り消し、又は個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日</p> <p>三 個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた個人ばく露測定講習の範囲及びその期間</p>	<p>一 個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行うものとした年月日</p> <p>二 行うものとする個人ばく露測定講習の業務の範囲及びその期間</p>	<p>一 個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行わないものとした年月日</p> <p>二 行わないものとした個人ばく露測定講習の業務の範囲</p>

(登録基準)

第十九条の二十四の二の三 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ 動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) (略)

(4) (略)

(5) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ 〰チ (略)

三・四 (略)

2 (略)

(登録)

第十九条の二十四の二の十六 粉じん則第二十六条第三項の登録(以下第十九条の二十四の四第一項第二号を除き、この章において単に「登録」という。)は、同項の較正(以下この章において単に「較正」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(登録基準)

第十九条の二十四の二の三 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ 動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るものの講師については、次の(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) (略)

(4) (略)

(5) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

ロ 〰チ (略)

三・四 (略)

2 (略)

(登録)

第十九条の二十四の二の十六 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。)第二十六条第三項の登録(以下第十九条の二十四の四第一項第二号を除き、この章において単に「登録」という。)は、同項の較正(以下この章

<p>2 (略)</p> <p>(登録基準)</p> <p>第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実施管理者として、作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。</p> <p>三 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>において単に「較正」という。）を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録基準)</p> <p>第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実施管理者として、作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。</p> <p>三 (略)</p>
--	---